

1. 件名：福島第一原子力発電所における運転上の制限の逸脱に係る面談

2. 日時：令和元年10月29日（火）17時05分～18時05分

3. 場所：原子力規制庁18階会議室

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

澁谷企画調査官、宇野課長補佐、知見主任安全審査官、松井安全審査官、

田上係員、山中係員、高松係員

長官官房 総務課 事故対処室

齊藤室長補佐

東京電力ホールディングス株式会社

福島第一廃炉推進カンパニー運転・保安グループマネージャー

電気・機械設備グループ 担当1名

5. 要旨：

- 東京電力ホールディングス株式会社より、10月28日に1号機廃棄物処理建屋（Rw/B）北西エリアの水位計（1-W5）の指示値が上昇し、サブドレン水位との水位差が400mm以下となったことから運転上の制限の逸脱（LCO逸脱）を宣言した事象について、資料に基づき以下の説明があった。
  - 10月25日の大雨における建屋流入量を評価するため、10月28日に各エリアの水位を確認していたところ、1号機Rw/B北西エリア水位計（1-W5）の指示値に顕著な上昇を確認した。更に、当該建屋の比較対象サブドレン水位との水位差が400mm以下であることを確認した。本事象は、実施計画第Ⅲ章第26条「各建屋の滞留水水位が近傍のサブドレン水の水位を超えないこと」を満足しないことから、同日19時23分にLCO逸脱を宣言した。
  - 直ちに1～4号機建屋周辺のサブドレンを全台停止し、同日22時頃には建屋とサブドレンの水位差は確保されていた。  
また、水位上昇が確認された露出水位計のあるエリアについては、仮設ポンプで水抜きを実施し、水抜きが完了したのち、運転上の制限逸脱からの復帰を宣言し、サブドレンの再起動を行った。
  - 当該水位計は昨年9月以降、滞留水の水位が低下したため、露出水位計と判断したことから、監視対象外（運用停止）とし、警報回路も除外していた。
  - 他のエリアの露出水位計も確認したところ、1号機Rw/B南西エリアの水位計（1-W8）及び2号機タービン建屋北東エリアの水位計（2-T4）についても比較対象サブドレン水位との水位差が確保されていない期間があり、LCO逸脱と判断した。
- 原子力規制庁は、上記説明を確認し、以下の対応を求めた。

- 露出水位計の今後の運用について検討し、説明すること。
- 当該エリアには雨水が流入したと推定されているが、降雨量と水位増加量、降雨時期と水位増加時期が必ずしも合っていないことから、その原因及び降雨時の対策について具体的に説明すること。

## 6. その他

資料：

- 露出水位計の指示値上昇について【LCO逸脱事象】